資料編

資料目次

資料1	美しく	. 豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観	
	及び環	環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律について	- 1
資料 2	海岸漂	『着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(概要)	- 2
資料3	表	島ごとの現存量調査からの海岸漂着物推計量	- 3
資料4	表	重点区域海岸の設定条件	- 4
資料 5	図	重点区域海岸設定の作業フロー	- 4
資料6	表	島ごとの評価	- 5
資料7	表	事前調査及び重点区域海岸の抽出における島別及び海岸別の内訳	- 6
資料8	表	重点区域海岸一覧	- 7
資料 9	個表	重占区域海岸の概要	_ 8

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る 海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律について (海岸漂着物処理推進法)

目的 海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図る。

基本理念

- ○総合的な海岸の環境の保全及び再生~良好な景観の保全、生物の多様性の確保に配慮
- ○責任の明確化と円滑な処理の推進 ~海岸管理者等をはじめとする関係者の責任の明確化~
- ○海岸漂着物等の発生の効果的な抑制 ~山から川、海へとつながる国民共通の課題~

○海洋環境の保全

- ○多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 ~国民の積極的な取組を促進~
- 〇国際協力の推進
- ~我が国及び周辺国にとって共通の課題~

~豊かで潤いのある国民生活に不可欠~

- ① 国の責務 ② 地方公共団体の責務 ③事業者及び 国民の責務
- ④海岸を有する地域のみならずすべての地域における関係者間の連携の強化

基本方針・地域計画の第

国の基本方針

都道府県の地域計画 (海岸漂着物対策推進協議会)



海岸漂着物対策活動推進員・団体の委嘱

海岸漂着物等の円滑な処理

- (1)処理の責任等
- 海岸管理者は、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない。
- ② 海岸管理者でない海岸の占有者等は、その土地の清潔の保持に努めなければならない。
- ③ 市町村は、必要に応じ、海岸管理者等に協力しなければならない。
- 都道府県は、海岸管理者等に対し、必要な技術的助言等の援助をすることができる。
- 市町村は、住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、海岸管理者に対し、必要な措置を とるよう要請することができる。
- (2)地域外からの海岸漂着物への対応
 ① 都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると 認める場合は、他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めるこ とができる。
- ② 環境大臣は、①の協力の求めに関し、必要なあっせんを行うことができる。
- ③ 外務大臣は、国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上支障が生じていると認める ときは、必要に応じ、外交上適切に対応する。
- ④ 都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれが あると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し 当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。

海岸漂着物等の発生の抑制

- 国及び地方公共団体は、①発生状況・発生原因に係る定期的な調査
 - ② 森林、農地、市街地、河川、海岸等における不法投棄防止に必要な措置
 - ③ 土地の適正な管理に関する必要な助言及び指導

に努める

民間団体等との連携の強化

教育の推進等

調査研究等

財政上の措置

- ① 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
- ② 政府は、国外又は他の地方公共団体から大量に海岸漂着物が漂着する離島その他の地域において 地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をする。
- ③ 政府は、民間の団体等の活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努める。

海岸漂着物対策推進会議の設置

- ① 政府は、海岸漂着物対策推進会議を設け、総合的、効果的な推進を図るための連絡調整を行う。② 推進会議に専門的知識を有する者によって構成する海岸漂着物対策専門家会議を置く。

法制の整備

政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため 必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。 ※本法については、施行から3年後に必要な見直しを行う。

海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 **(概要**)

近年、国内外から大量の漂着物が我が国の海岸に漂着

→海岸の環境の悪化、美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等が発生。

「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁 会議取りまとめ」(平成19年4月)

「海岸漂着物処理推進法」制定 (平成21年7月)

海岸漂着物等の円滑な処理と発生抑制

多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

生活衛生の向上 ・多様な生態系 良好な景

総合的な海岸の環境の保全

海岸漂着物対策の基本的方向

円滑な処理と効果的な発生抑制

●国際的な協力の推進

多様な主体の連携の確保

国際的な協力の推進

く多様な主体の連携の確保> ①国民や民間団体等の積極的な参画の促進

〇国による関係者の連携強化の施策(知識の普及、望ましい活動の推奨等)

②自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保

③民間団体等との緊密な連携と活動の支援

〇活動の安全性への配慮

〇財政上の配慮、技術的助言等

O政策対話等を通じた関係国への働きかけ

く国際的な協力の推進>

ONOWPAP(北西太平洋地域海行動計画)を活 用した関係国の理解の促進

〇海外から大量に漂着した廃ポリタンク等につ

施を強く要請。協議等が進められている関係国 いて、関係国に 対して原因究明や 対策の実

とは、協力関係を一層強化

〇環境教育·普及啓発 〇海岸漂着物対策活動

推進員等の活用

O技術開発·調査研究 の推進

・効率的な回収方法 ・効率的な処理技術

・発生原因の究明手法

成果の普及

から街

O政府·地方公共団体 〇政府の推進体制 推進体制 協議会を組織するに当たっては、 多様な主体の参加を図るとともに、 地域住民の意見を十分に反映する ことが重要。 〇公正・適正な運営・公開 O定期的開催

〇地方公共団体の推進体制 (環境部局と海岸部局等) ·都道府県内部 間の推進体制

・都道府県と市町村

民間団体等との連携 都道府県間

本基本方針の見直し

αi

NPOやポランティア団体等と協力 し、情報を共有しあって、緊密な連携体制を築くことが重要。

を出方は

く海岸漂着物等の円滑な処理

〇循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則に基づ き、各種リサイクル法の適切な実施をはじめ、3Rを推進 ①3Rの推進による循環型社会の形成

く効果的な発生抑制>

〇国・地方公共団体は定期的に調査を実施 ②発生状況や原因の実態把握

○海岸漂着物対策の経緯等の地域の実情を踏まえ、海岸漂着物

等の回収や処分等に関して地域の関係者間で適切な役割分担

○海岸管理者等:海岸の自然的社会的条件、海岸漂着物等の量

①海岸管理者等の処理の責任等

質に即した海岸漂着物等の処理のため必要な措置の実施

〇我が国から周辺国に漂着する物に関する実態把握

3国民や事業者によるごみ等の適正な処理の推進

○国 民:生活系ごみの減量化、分別収集への協力等 ○事業者: 海岸漂着物等に散見される、事業活動に伴って 生じる廃棄物の適正な処分

4ごみ等の投棄の防止

携した海岸漂着物等の回収、回収された海岸漂着物等の処理施

設への受入等による協力 20市町村の要請

○市町村の協力義務:市町村は、必要に応じ、海岸管理者等と連

○廃棄物処理法等に基づく不法投棄の規制を着実に実施 ○生活系ごみ等、身近なごみ等の散乱防止に向けた国民 の意識啓発(環境教育の推進、普及啓発)

○河川を経由する陸域起因のごみ対策の推進

・清掃活動によるごみ等の投棄がしにくい環境の創出 ・パトロール等の監視活動の実施

⑤ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止 警告看板の設置

○国民・事業者による物や土地の適正な維持・管理 ○イベントや露店の営業等、一時的な事業活動への対策 ⑤海域における漂流物等の回収対策の推進

海岸漂着物対策推進協議会に関する基本的事項

●協議会の組織

●協議会の運営

〇協議会の体制 〇幅広い主体の参加

国の地方支分部局等が協議会 の組織化に当たって協力する とともに、構成員として協議会 に参加。

MEMITE P. 地域の多様な主体の 参加の確保 北京原 報用を表示された。

役割分担・相互協力に関する事項

その他必要なヨ

・災害等の緊急時における対応 ・他の計画等との整合等 ・モニタリングの実施

・地域住民等の参画と情報提供 ・地域計画の変更

海岸を有する市町村や、河川 の上流域の地方公共団体とも 協力・連携体制を際くことが有 効。

項(主体、処理方法、時期・頻度等) ③海岸漂着物等の発生抑制のための ③海岸漂着物等の処理等に関する事 ◎普及啓発・環境教育に関する方策 対策の内部 (主体、施策内容、時期等) (主体、施策内容、時期等) 方策に関する事項 関する基本的事項 〇回収後は廃棄物処理法に基づき適正に処分。原因者の特定が 〇被害が著しい地域における処理の推進、災害等による大規模 可能な場合、関係法令に基づき原因者の責任において処理

地域計画の作成に

○離島地域等での廃棄物処理施設の整備の支援

漂着時の災害関連制度の活用の推進

重点区域の設定

点的に対策を講ずる ことが必要な地域を 特に支障が生じ、重 ○海岸の景観・環境

〇事前調査の実施 〇関係者の意見の

〇海岸漂着物対策

推進協議会での

〇合理的・必要な範囲 の設定と広域的検討

〇離島等への配慮

〇都道府県間の情

な視点に基づく取

〇全国的·広域的 組の推進

報交換

資料編 - 2 -

③地域外からの海岸漂着物に対する連携

4その他の事項

表 島ごとの現存量調査からの海岸漂着物推計量

	海岸漂	着物量	内訳			
島名			自然	然系	人工系	
四口	(m^3)	(t)	(m^3) (t)		(m^3)	(t)
	[1]	[2]	[1-1]	[1-2]	[1-3]	[1-4]
聟島	28.11	4.49	8.87	1.60	19.24	2.89
媒島	0.62	0.10	0.21	0.04	0.41	0.06
嫁島	5.26	0.85	1.89	0.34	3.37	0.51
弟島	4.4	0.74	2.43	0.44	1.97	0.3
兄島	27.3	4.28	6.09	1.10	21.21	3.18
父島	51.57	8.86	37.57	6.76	14	2.1
母島	44.4	7.23	19.08	3.43	25.32	3.8
総計	161.66	26.55	76.14	13.71	85.52	12.84

【算出方法】

[1]:海岸毎の海岸漂着物量(m³)=

[a]単位面積あたりの海岸漂着物容量 (L) \times [b]海岸面積 (m^2) \times [c]単位換算 (1000L 1 m^3) [a]現存量調査から把握

[1-1]:現存量調査で得られた各海岸の海岸漂着物量×各海岸の自然系容積割合

[1-2]:[1-1]×自然系の海岸漂着物の容積比重(1m³=0.18t) 既存調査(11事例)の平均値

[1-3]: 現存量調査で得られた各海岸の海岸漂着物量×各海岸の人工系容積割合

[1-4]:[1-3]×人工系漂着物の容積比重(1m³=0.15t) 既存調査(11事例)の平均値

[2] : [1-2]+ [1-4]

	ごみ全量の 比重	ごみの種類 人工物	による比重 自然系 (流木・潅木)
山形県酒田市地域(飛鳥西海岸)	0.27	0.26	0.30
山形県酒田市地域(赤川河口部)	0.24	0.24	0.24
石川県羽昨市地域	0.29	0.24	0.19
福井県坂井市地域	0.17	0.13	0.23
三重県鳥羽市地域	0.14	0.13	0.14
長崎県対馬市地域(越高海岸)	0.19	0.12	0.29
長崎県対馬市地域(志多留海岸)	0.17	0.12	0.29
熊本県上天草地域(桶島海岸)	0.16	0.09	0.16
熊本県苓北町地域(冨岡海岸)	0.13	0.15	0.12
沖縄県石垣市地域(石垣島)	0.17	0.15	0.21
沖縄県竹富町地域(西表島)	0.14	0.09	0.23
全モデル(11 海岸)	0.17	0.15	0.18

出典:環境省「平成 20 年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減 方策モデル調査総括検討会 第 6 回総括検討会」配布資料より抜粋

表 重点区域海岸の設定条件

項目 内容 海岸漂着物量の多い海岸 海岸漂着物量 (現存量調査の結果による被覆率が高い海岸。ただし、現存量調 査対象でない島の場合は、回収実績の有無で判断) 次のいずれ 海岸利用 海水浴、サーフィン、スノーケリングなどの海岸利用が多い海岸 かに該当 自然環境 ウミガメの産卵・ふ化や海鳥の繁殖などが確認されている海岸 海岸へのアクセス性など漂着物の回収に当たっての困難性の評価 実施の困難性 (有人島からの距離、陸上からのアクセスや接岸可能な海岸であ るかどうかなど)

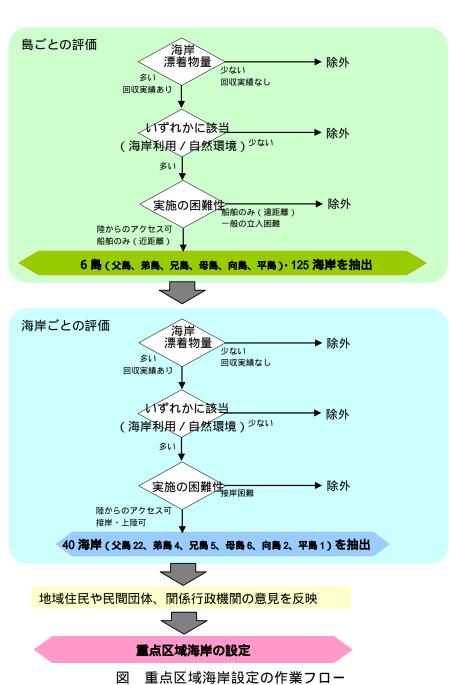


表 島ごとの評価

列島など	島名	海岸漂着物	いずれ	かに該当	実施の
州局なこ	与 石	量	海岸利用	自然環境	困難性
聟島列島	聟島				
	媒島				
	嫁島			×	
	弟島		×		
	兄島				
) 父島列島	父島				
人 岛列岛	西島				
	東島	-	×		
	南島	-			
	母島				
	向島		×		
母島列島	平島				
马田刘田	姉島		×		
	妹島	1	×		
	姪島	-	×		
	北硫黄島	-	×		×
火山列島	硫黄島	1	×		×
	南硫黄島	-	×		×
	西之島		×		
その他	南鳥島		×		×
	沖ノ鳥島	-	×	×	×

注) 海岸漂着物量: 現存量調査対象の島 ... 被覆率の高い海岸が多い 被覆率の高い海岸が少ない

現存量調査対象外の海岸… 漂着物の回収実績がある

- 回収実績がない

海岸利用:海岸利用が 多い 少ない x ない

自然環境:海鳥の繁殖やウミガメの産卵が 多い 少ない ×ない

実施の困難性: 陸からアクセスが可能 又は 船舶でのアクセス(近距離)

船舶でのアクセス(遠距離)

×一般の立入禁止

表 事前調査及び重点区域海岸の抽出における島別及び海岸別の内訳

事前調査	島別の内訳	海岸別の内訳	
<u> </u>	7島	155海岸	
現存量 調査の実施箇所	智島 20、媒島 7、嫁島 6、弟島 7、 兄島 26、父島 50、母島 39		
現地ヒアリング等	2 島	3 海岸	
によって対策実施が 判明した島(追加) 	向島 2、	平島 1	
	9島	158海岸	
合 計	聟島 20、媒島 7、	嫁島 6、弟島 7、	
	兄島 26、父島 50、母島 39、向島 2、平島 1		
•		重点区域海岸の候補を抽出	
抽出のための 評価	島別の内訳	海岸別の内訳	
島ごとの		1 2 5 海岸	
		1 2 3 1417	
	6 島	父島 50、弟島 7、兄島 26、	
評価結果	6 島		
評価結果	6島 父島、弟島、兄島、	父島 50、弟島 7、兄島 26、	
評価結果		父島 50、弟島 7、兄島 26、 母島 39、向島 2、平島 1	
評価結果	父島、弟島、兄島、	父島 50、弟島 7、兄島 26、 母島 39、向島 2、平島 1 4 0 海岸	
評価結果	父島、弟島、兄島、	父島 50、弟島 7、兄島 26、 母島 39、向島 2、平島 1 4 0 海岸 父島 22、弟島 4、兄島 5、	

表 重点区域海岸一覧表

番	島		漂着物量	いずれ	かに該当	実施	海岸の所管	注 2)
当号	与名	名称	(被覆率)	海岸利用	自然環境	の困難	海岸管理者等	占有者等
7	<u> </u>		注 1)	注 1)	注 1)	性		白有有守
1	♦	宮之浜	П	利用	カメ	陸から	東京都建設局	
2	父島	大村海岸	[*	利用	カメ	陸から	東京都建設局	
3		製氷海岸	*	利用	カメ	陸から	東京都港湾局	
4		境浦	*	利用	カメ	陸から	東京都建設局	
				ጥነ/13			林野庁(保安林)	
5		二業地	III		カメ	陸から		林野庁
6		扇浦	*	利用	カメ	陸から	東京都建設局	林野庁
7		扇浦西 - 1	П	利用	カメ	陸から		林野庁
8		扇浦西 - 3	11		カメ	陸から		林野庁
9		松山	*		カメ	陸から		林野庁
10		野羊山付け根南側	*		カメ	海から		林野庁
11		焼場海岸	Ш	利用	カメ	陸から		林野庁
12		コペペビーチ	*	利用	カメ	陸から		林野庁
13		小港海岸	*	利用		陸から		林野庁
14		オニ海岸	II		カメ	陸から	林野庁(保安林)	
15		ブタ海岸	II	利用	カメ	陸から	東京都建設局	
16		西海岸	III		カメ	海から	東京都建設局	
17		中海岸	III		カメ	海から	東京都建設局	
18		東海岸	II		カメ	海から		林野庁
19		石浦	III		カメ	陸から		林野庁
20		初寝浦	II	利用	カメ	陸から	林野庁(保安林)	
21		北初寝浦	П	利用	カメ	陸から	東京都建設局	
22		釣浜	III	利用		陸から	東京都建設局	
23	弟	広根崎	II		カメ	海から		林野庁
24	弟島	黒浜	II		カメ	海から	東京都建設局	
25		西海岸	II		カメ	海から	東京都建設局	
26		東海岸	II		カメ	海から		林野庁
27	兄.	ウグイス浜	*	利用	カメ	海から	東京都建設局	
28	兄島	滝之浦	I *	利用	カメ	海から	東京都建設局	
29		キャベツビーチ	l*	利用	カメ	海から		林野庁
30		タマナビーチ	*	利用	カメ	海から		林野庁
31		万作浜	ll ll	利用	カメ	海から	東京都建設局	
32	₿	脇浜	*	利用	カメ	陸から	東京都港湾局	
33	母島	前浜	II	利用	カメ	陸から	東京都建設局	
34		御幸之浜	П	利用		陸から	林野庁(保安林)	
35		南京浜	Ш	利用		陸から	林野庁(保安林)	
36		東港		利用**		陸から	東京都港湾局	
37		北港	l*	利用		陸から	東京都港湾局	
38	向	小湊	実績あり		カメ	海から		林野庁
39	島	コペペ浜	実績あり		カメ	海から		林野庁
40	平島	北西部の浜	実績あり		カメ	海から		林野庁
注 1	`	海岸湮差物量・海岸湮差	45日の年7月57	(D (4) III) I		<u> </u>	まナ バク・・ しし 一切	t

注 1) 海岸漂着物量:海岸漂着物量の評価区分(P4参照)におけるランク 以上を被覆率が多いとして扱った。なお * は、被覆率が であったが、海岸漂着物等の回収実績が確認されたため、被覆率が多い海岸として扱った。

海岸利用:利用(海水浴やサーフィン等での利用が多いことを表す。)なお ** は、意見交換会での意見による。

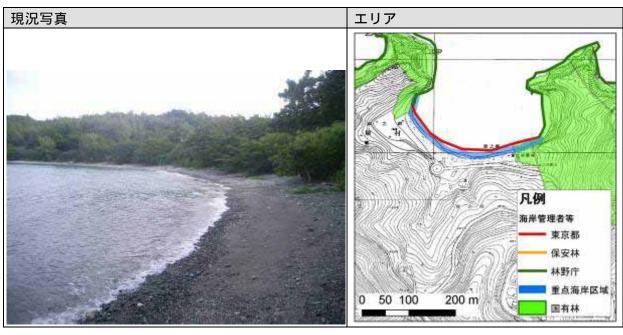
自然環境:カメ(カメの産卵が確認されていることを表す。)

注2)海岸の所管:東京都... 海岸管理者は東京都の該当局

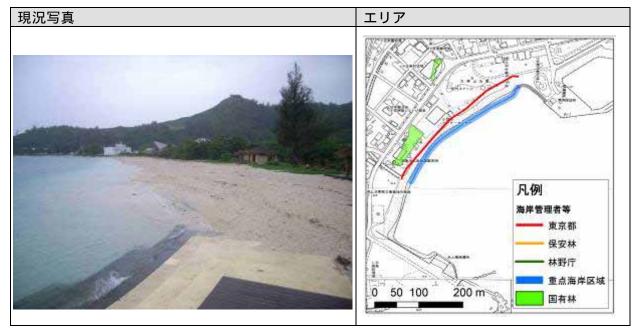
保安林…林野庁が管理する国有保安林

林野庁…保安林以外の国有林(海岸の土地の占有者)

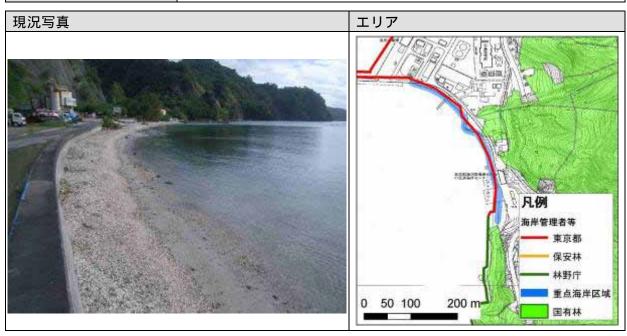
No 1 名称	宮之浜	島名	父島
海岸管理者等等	東京都建設局	被覆率	
土地の占有者			
漂着物対策実施主体	小笠原村商工会、(小笠原村観光協会)	
概要	長さ 450m、幅 5mの海岸。海に向かって右側の海岸(写真奥)が砂		
	浜になっており、左側はゴロタ浜とな	なっている。	



No	2	名称	大村海岸	島名	父島
海岸旬	管理者	 等	東京都建設局	被覆率	
土地	の占有	 者			
漂着物	物対策	実施主体	小笠原村商工会、自衛隊、(小笠原村	観光協会) 小	笠原スキューバ
ー・ダイビング安全対策協議会					
概要			幅約 15m、長さ約 400m のサンゴ浜。		



No	3	名称	製氷海岸	島名	父島
海岸領	管理者	 " 等	東京都港湾局	被覆率	
土地の占有者					
漂着物対策実施主体			小笠原村商工会、小笠原小学校・中学校		
概要			幅約 3m、長さ約 400m のサンゴ浜。		

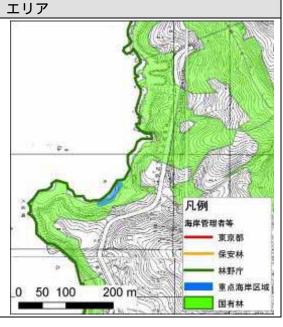


No	4	名称	境浦	島名	父島
海岸旬	管理者	 等	東京都建設局・林野庁(保安林)	被覆率	
土地の占有者		 者			
漂着物対策実施主体			小笠原村商工会、(小笠原村観光協会)、NPO 小笠原クラブ		
概要			幅約 15m、長さ約 600m の非常に長い砂浜・サンゴ浜。		

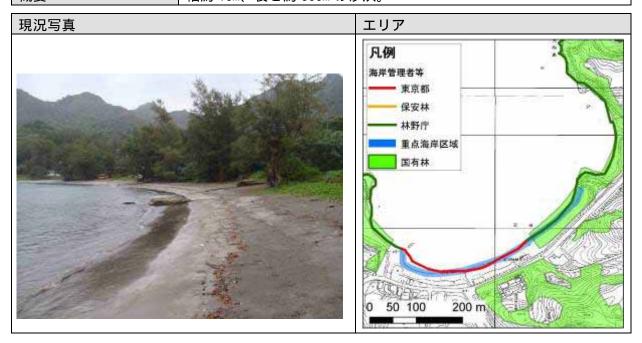


No 5 名称	二業地	島名	父島
海岸管理者等		被覆率	
土地の占有者	林野庁		
漂着物対策実施主体	環境省		
概要	奥行き約8m、長さ約40mの砂浜。		

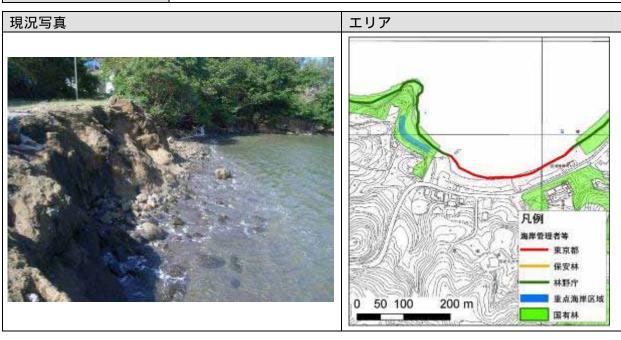




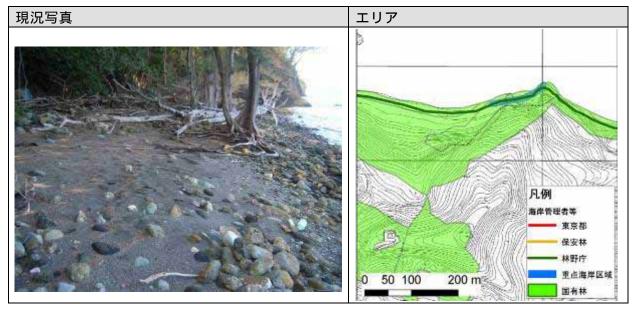
No	6	名称	扇浦	島名	父島
海岸管理者等		 箭等	東京都建設局	被覆率	
土地の占有者		者	林野庁		
漂着物対策実施主体			(小笠原村観光協会) NPO 小笠原クラ	ラブ	
概要			幅約 10m、長さ約 600m の砂浜。		



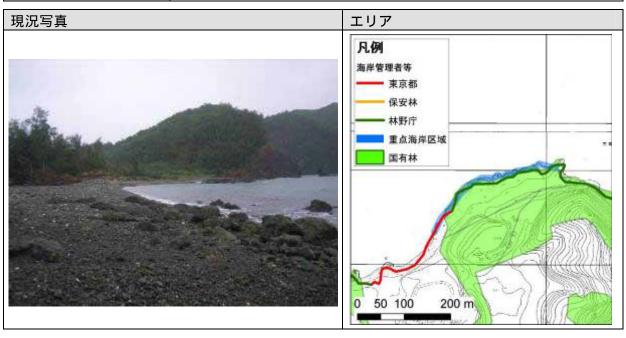
No	7	名称	扇浦西-1	島名	父島
海岸	管理者	等		被覆率	
土地	の占有	者	林野庁		
漂着物	漂着物対策実施主体				
概要			奥行き約 5m、長さ約 50m のゴロタ浜	- 砂浜。海岸は	小さいが、ゴミ
			はやや多い。		



No 8	3	名称	扇浦西-3	島名	父島
海岸管	理者領	等		被覆率	
土地の占有者		者	林野庁		
漂着物:	漂着物対策実施主体				
概要	概要 奥行き約 15m、長さ約 30m のゴロタ浜。倒木が多い。				



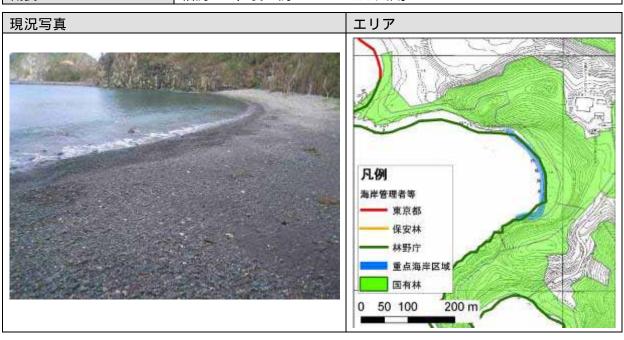
No	9	名称	松山	島名	父島
海岸	管理者	· ·等		被覆率	
土地	の占有	:者	林野庁		
漂着	漂着物対策実施主体 環境省				
概要	概要 幅約 15m、長さ約 300 m のゴロタ - 磯浜。海に向かって右岸は岩石			て右岸は岩石が	
多い磯地形になっている。					



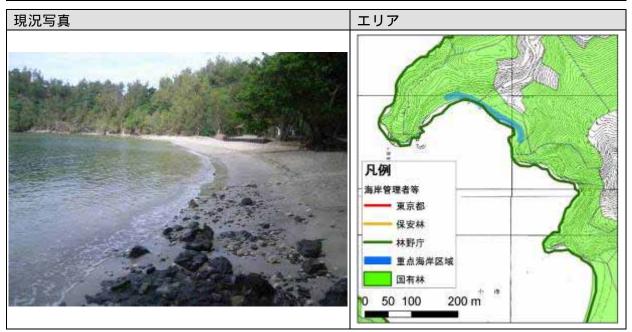
No 10 名称	野羊山付け根南側	島名	父島
海岸管理者等		被覆率	
土地の占有者	林野庁		
漂着物対策実施主体	環境省、小笠原村商工会		
概要	三方を崖に囲まれている長さ約 100m、奥行き約 15m のゴロタ - 砂浜		
	海岸。		



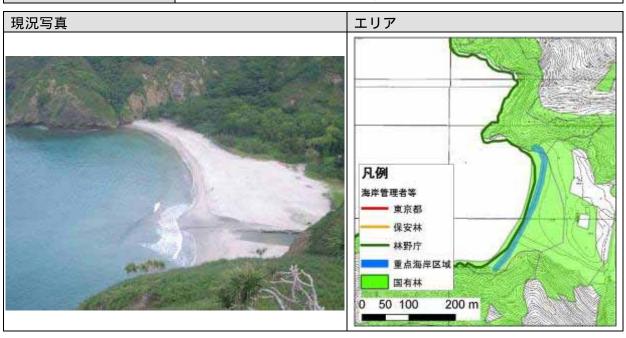
No	11	名称	焼場海岸	島名	父島
海岸	管理者	 等		被覆率	
土地の占有者		 者	林野庁		
漂着物対策実施主体			サーファー団体		
概要			幅約 10m、長さ約 150m のゴロタ浜。		



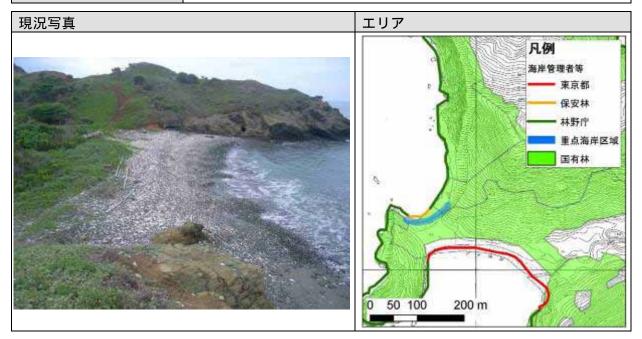
No 12 名称	コペペピーチ	島名	父島	
海岸管理者等		被覆率		
土地の占有者	林野庁			
漂着物対策実施主体観光客・散策利用者等				
概要 幅約 10m、長さ約 100m の砂浜。漂着物はほとんど無い。				



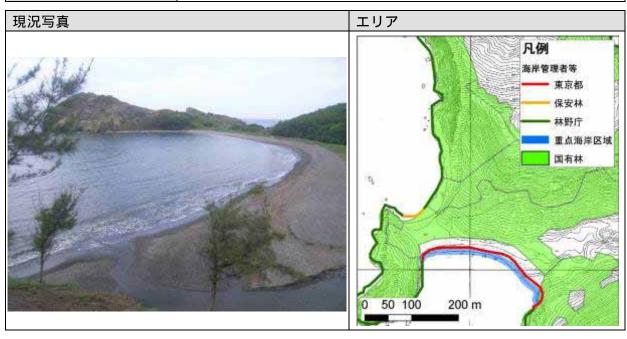
No	13	名称	小港海岸	島名	父島
海岸	管理者	 ·等		被覆率	
土地の占有者		:者	林野庁		
漂着	漂着物対策実施主体 小笠原村商工会・環境省				
概要	概要 幅約 25m、長さ約 350m の砂浜。漂着物はほとんど無い。				



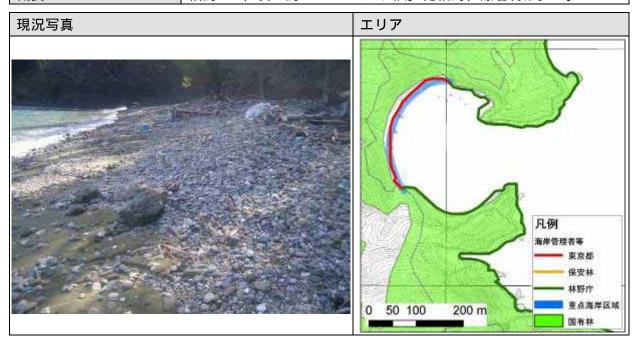
No 14 名称	オニ海岸	島名	父島
海岸管理者等	林野庁(保安林)	被覆率	
土地の占有者			
漂着物対策実施主体			
概要 幅約 15m、長さ 100m のゴロタ浜海岸。			



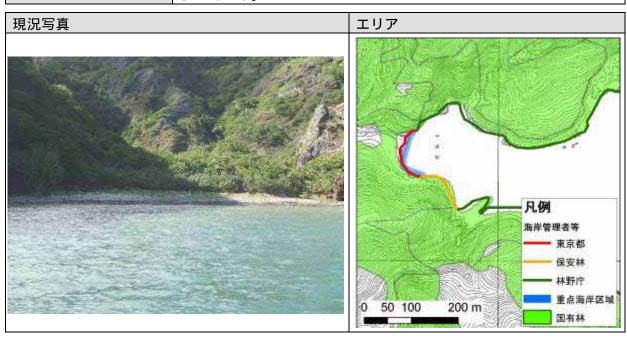
No 15 名称	ブタ海岸	島名	父島	
海岸管理者等	東京都建設局	被覆率		
土地の占有者				
漂着物対策実施主体				
概要 幅約 20m、長さ約 200m の砂浜海岸。砂浜の両岸は岸壁である。			壁である。	



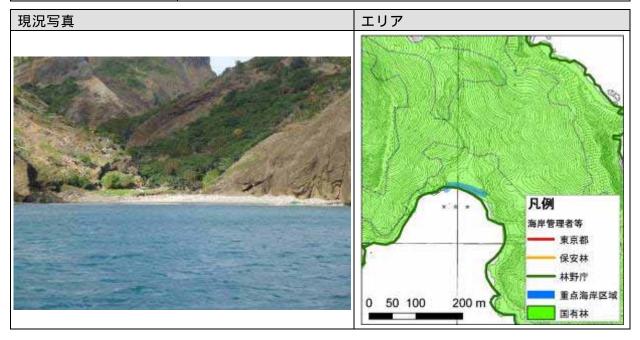
No	16	名称	西海岸	島名	父島
海岸管理者等			東京都建設局	被覆率	
土地の占有者					
漂着物	漂着物対策実施主体 環境省				
概要	概要 幅約 15m、長さ約 120m のゴロタ浜。比較的、漂着物が多い。				



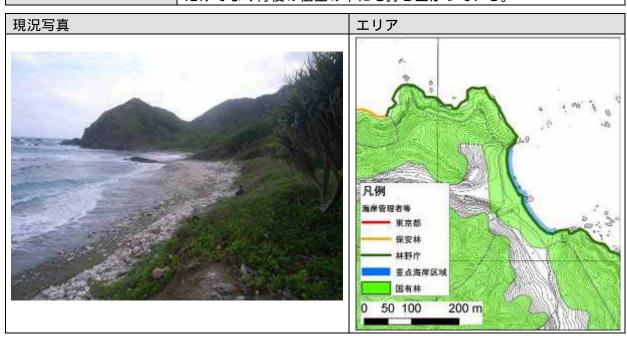
No	17	名称	中海岸	島名	父島
海岸	管理者	 等	東京都建設局	被覆率	
土地	の占有	者			
漂着	漂着物対策実施主体 環境省、NPO 小笠原野生生物研究会				
概要	概要 幅約 15m、長さ約 50m のゴロタ浜。海岸の奥部に流木などのゴミか			などのゴミがた	
			まっている。		



No	18	名称	東海岸	島名	父島
海岸	管理者	 等		被覆率	
土地の占有者		 者	林野庁		
漂着	漂着物対策実施主体 東京都産業労働局、環境省、NPO 小笠原野生生物研究会			会	
概要 幅約 10m、長さ約 100m のゴロタ浜。 🤊			海に向かって右	側の海岸に比較	
的多くのゴ			的多くのゴミが存在している。		



No 19 名称	石浦	島名	父島
海岸管理者等		被覆率	
土地の占有者	林野庁		
漂着物対策実施主体 環境省			
概要	長さ約 200m、幅約 10mのゴロタ・サンゴ浜。流木やブイなどが海岸		
	だけでなく背後の植生の中にも打ち上	がっている。	



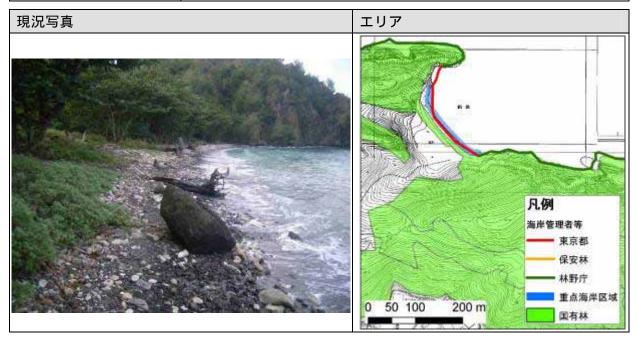
No	20	名称	初寝浦	島名	父島
海岸管理者等			林野庁(保安林)	被覆率	
土地の占有者		者			
漂着物対策実施主体		実施主体	環境省・サーファー団体		
概要			幅約 15m、長さ約 300m の砂浜。		



No	21	名称	北初寝浦	島名	父島
海岸	管理者	 [:] 等	東京都建設局	被覆率	
土地の占有者		i者			
漂着	漂着物対策実施主体東京都産業労働局、環境省				
概要 幅約 10m、長さ約 100m の砂浜 - ゴロタ浜。					

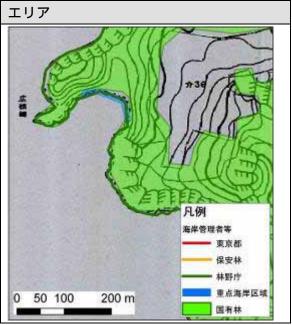


No	22	名称	釣浜	島名	父島
海岸	管理者	 等	東京都建設局	被覆率	
土地	の占有	者			
漂着物	票着物対策実施主体 小笠原村商工会、NPO 小笠原クラブ、修学旅行生				
概要 両側を崖に囲まれた長さ 200m、奥行き 4mのゴロタ浜。流木など				兵。流木などの	
自然系のごみが大量に存在している。					

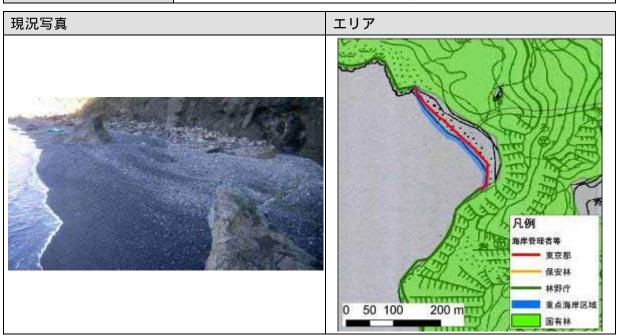


No	23	名称	広根崎	島名	弟島
管理	者等			被覆率	
土地の占有者		 者	林野庁		
漂着物対策実施主体					
概要			奥行き約 20m、長さ約 20m の砂浜。		

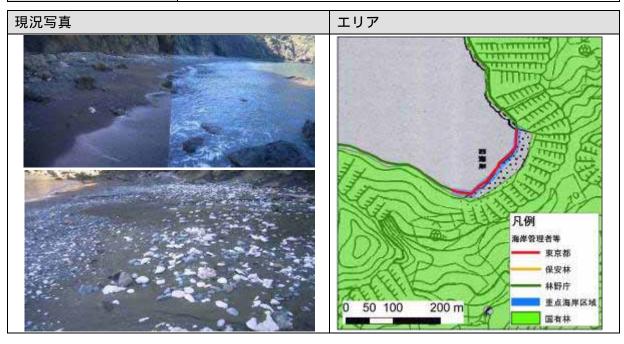




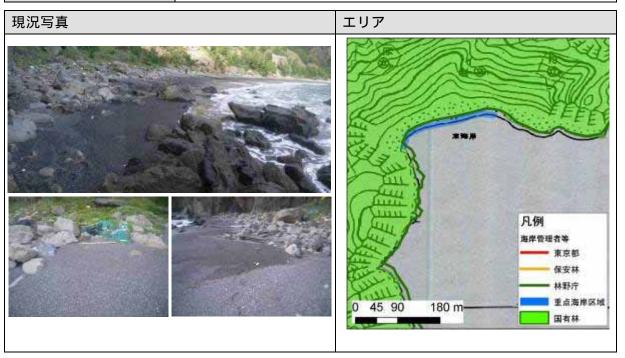
No	24	名称	黒浜	島名	弟島
管理:	者等		東京都建設局	被覆率	
土地の占有者		 者			
漂着	漂着物対策実施主体東京都産業労働局				
概要			奥行き約 10 - 20m、長さ約 200m の砂浜 - ゴロタ浜。長さ 100m程度		
の海岸が磯をはさみ2つ並んでいる。					



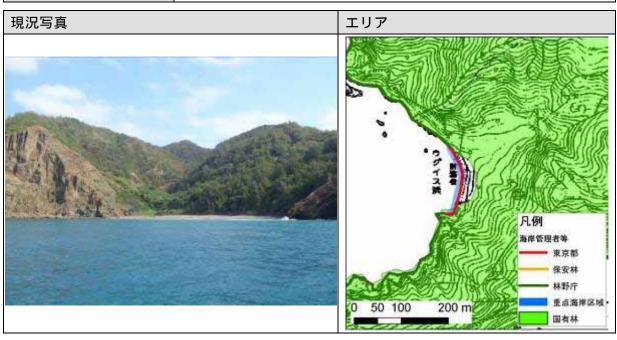
No 25 名称	西海岸	島名	弟島
管理者等	東京都建設局	被覆率	
土地の占有者			
漂着物対策実施主体			
概要	奥行き約 15m、長さ約 120m の砂浜		



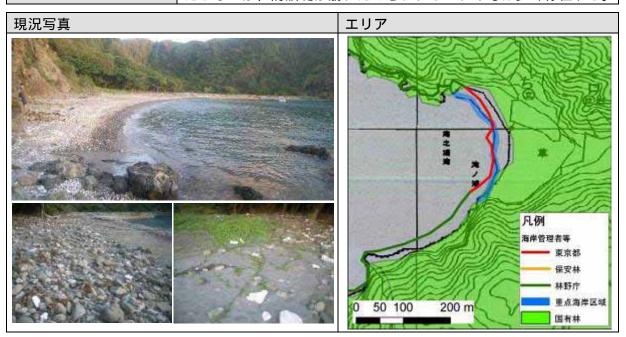
No	26	名称	東海岸	島名	弟島
管理	者等			被覆率	
土地の占有者		 者	林野庁		
漂着	漂着物対策実施主体				
概要 奥行き約 10m、長さ約 100m の砂浜海岸。					



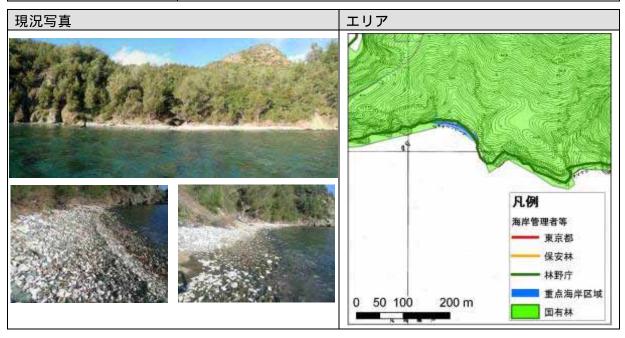
No	27	名称	ウグイス浜	島名	兄島
管理	者等		東京都建設局	 被覆率	
土地の占有者		 者			
漂着物対策実施主体 東京都産業労働局、NPO 小笠原野生生物研究会					
概要 奥行き約 15m、長さ約 150m の砂浜。ゴミは比較的少ない。			ない。		



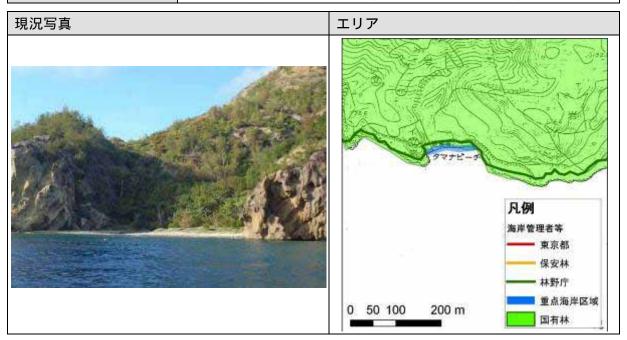
No 28 名称	滝之浦	島名	兄島
管理者等	東京都建設局	被覆率	
土地の占有者			
漂着物対策実施主体	NPO 小笠原野生生物研究会、環境省、	小笠原高校	
概要	長さ約 200m、奥行き 15mの砂浜 - ゴロタ浜。漂着物はあまり見当		
	たらないが、防波堤が崩れたと思われ	るガレキ等は多	らく存在する。



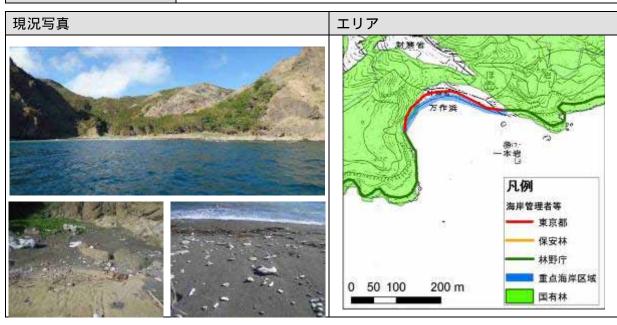
No	29	名称	キャベツビーチ	島名	兄島
管理	者等			被覆率	
土地	の占有	者	林野庁		
漂着	物対策	実施主体	NPO 小笠原野生生物研究会、環境省		
概要	概要		奥行き約 3m、長さ約 50 m のゴロタ浜。ゴミはあまりない海岸であ		
			ప 。		



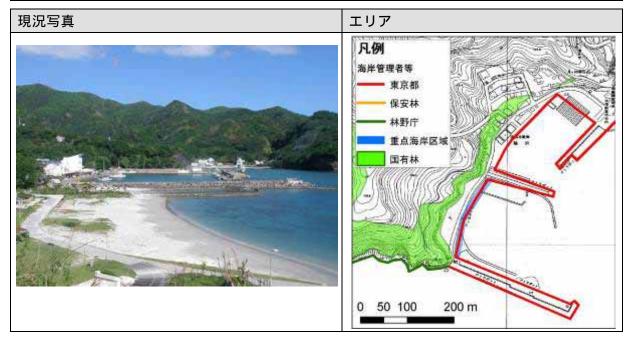
No 30 名称	タマナビーチ	島名	兄島
管理者等		被覆率	
土地の占有者	林野庁		
漂着物対策実施主体	環境省		
概要 奥行き 5m、長さ 25mの砂浜。ゴミはほとん。			



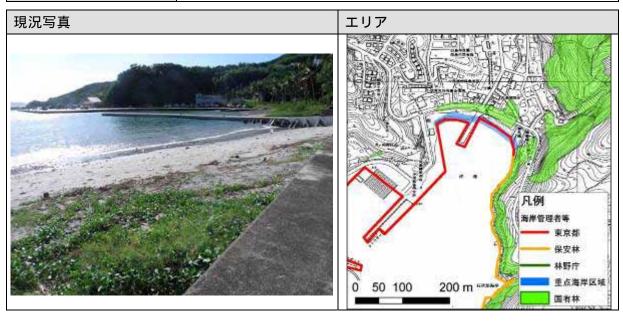
No	31	名称	万作浜	島名	兄島
管理	書等		東京都建設局	被覆率	
土地の占有者					
漂着物対策実施主体			東京都産業労働局、NPO 小笠原野生生物研究会、環境省		
概要			奥行き約8m、長さ50mの砂浜 - ゴロタ浜海岸。		



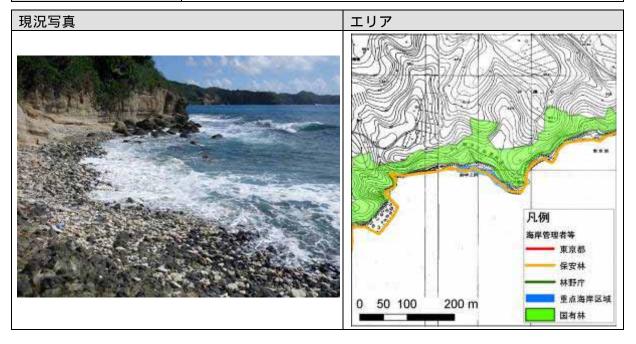
No 32 名称	脇浜	島名	母島
管理者等	東京都港湾局	被覆率	
土地の占有者			
漂着物対策実施主体	小笠原母島観光協会		
概要	沖港の防波堤内にある脇浜なぎさ公園の砂浜。ウミガメ産卵場が隣接し、奥行き約 40m、長さ約 130m。海水浴やスノーケリングに利用され、ゴミは少ない。		



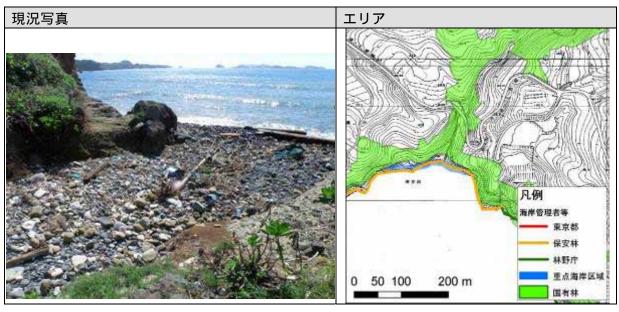
No	33	名称	前浜	島名	母島
管理	者等		東京都建設局	被覆率	
土地の占有者					
漂着物対策実施主体		実施主体	小笠原母島観光協会、母島小・中学校		
概要			沖港の湾奥に位置する奥行き約 15m、長さ約 120m の砂浜海岸。海		
			に向かって右側の海岸はゴロタ浜にな	っている。	



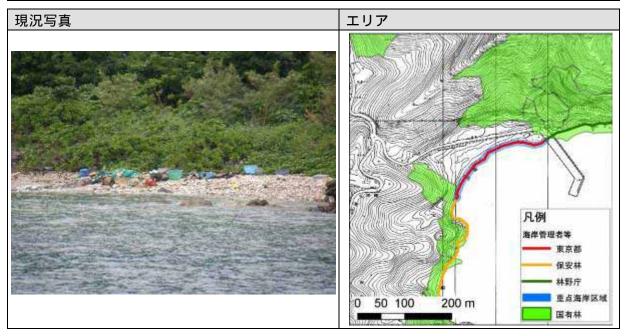
No 34 名称	御幸之浜	島名	母島
管理者等	林野庁(保安林)	被覆率	
土地の占有者			
漂着物対策実施主体	小笠原母島観光協会		
概要	奥行き約20m、長さ約80mのゴロタ浜。両岸は崖地で岩石が多い。		
	人工系ゴミは比較的少なく、流木等の自然系ゴミが多い。		



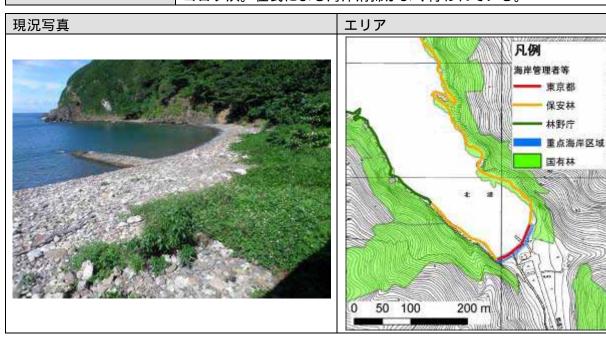
No 35 名称	南京浜	島名	母島
管理者等	林野庁(保安林)	被覆率	
<u>土地の占有者</u> 漂着物対策実施主体	小笠原母島観光協会		
概要	小河川の河口部にあたり、汀線では長さ約 40m、陸側では長さ約 10m と陸側に狭まるゴロタ海岸で、奥行きは最長で約 30m。陸側の狭小		
	部分にゴミが多い。		



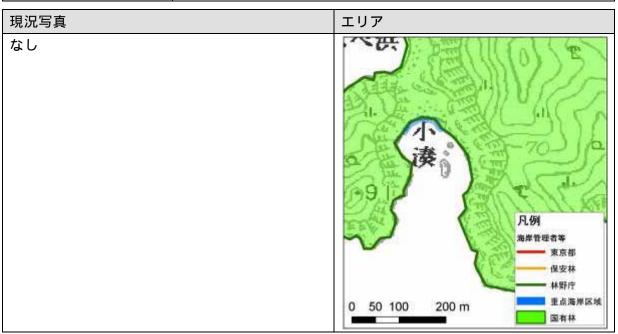
No 36 名称	東港	島名	母島	
管理者等	東京都港湾局	被覆率		
土地の占有者				
漂着物対策実施主体				
概要	奥行き約 3m、長さ約 100m のゴ	奥行き約 3m、長さ約 100m のゴロタ浜。海岸がほとんどゴミで覆わ		
	れており、また、背後の植生の	れており、また、背後の植生の中にもゴミが存在している。		



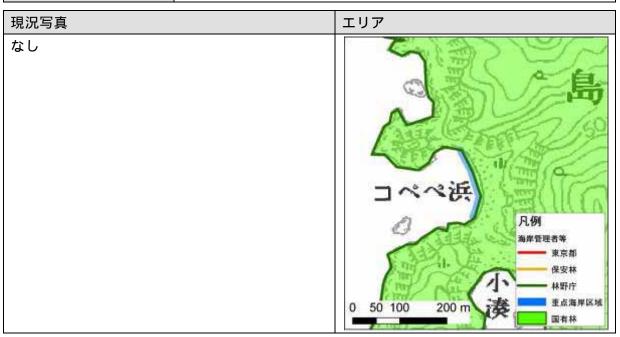
No	37	名称	北港	島名	母島		
管理者等			東京都港湾局	被覆率			
土地の占有者		 者					
漂着物対策実施主体			小笠原母島観光協会				
概要			北向きの湾奥に位置する奥行き 10~15m、長さ約 100m の円弧状の				
			ゴロタ浜。住民による海岸清掃がよく行われている。				



No	38	名称	小湊	島名	向島
管理者等				被覆率	実績あり
土地の占有者			林野庁		
漂着物対策実施主体			東京都産業労働局		
概要					



No 39 名称	コペペ浜	島名	向島
管理者等		被覆率	実績あり
土地の占有者	林野庁		
漂着物対策実施主体	東京都産業労働局		
概要			



No	40	名称	北西部の浜	島名	平島
管理:	者等			被覆率	実績あり
土地の占有者			林野庁		
漂着物対策実施主体			東京都産業労働局		
概要					

